

カ為ニ設ケラレタル場所ニ幽閉スルコトヲ得ヘシ
其ノ拘置シタル士官ヲシテ許可ナクシテ中立国ノ版図以
外ニ出テサル旨ヲ宣誓セシメ以テ解放スルト否トハ中立
国ノ決スル所トス

第五十八條 特別ノ條約ナキトキハ中立国ハ其ノ拘置シタ
ル人員ニ食料被服ヲ給与シ人情ニ訴テ必要ト認ムル救助
ヲ与フヘシ
拘置ノ為ニ生シタル費用ハ平和回復ノ際ニ償却セラルヘ
シ

第五十九條 中立国ハ交戰軍ニ屬スル負傷者及病者カ其ノ
版図内ヲ通過スルヲ許スコトヲ得ヘシ但シ之ヲ輸送スル
列車ニハ戰闘ノ人員及材料ヲ搭載セサルヲ條件トスヘシ
斯ノ如キ場合ニ於テハ中立国ハ之カ為メ必要ナル保安及
監督ノ処置ヲ施スヘキモノトス
前記ノ條件ニ依リテ甲交戰国カ乙交戰国ニ屬スル負傷者
及病者ヲ中立国ノ版図内ニ伴ヒ來レルトキハ中立国ハ之
ヲ拘置シテ再ヒ戰闘ニ加ハルコト能ハサラシムヘシ甲交
戰国ヨリ依頼ヲ受ケタル負傷者及病者ニ対シテモ亦同一
ノ義務ヲ有スヘシ

第六十條 「ジュネヴァ」條約ハ中立国ノ版図内ニ拘置シ
タル病者及負傷者ニモ亦之ヲ適用ス

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使侍
從 エフ・エド・ピル

西班牙国皇帝陛下竝ニ同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇
后陛下

前外務大臣公爵 デ・テツアン

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ド

ブルヴェ・ラミール・ス・デ・ウィーリヤ・ウル・チヤ

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 アル

ツ・ロ・デ・バゲール

墨西哥合衆国大統領

仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公使 ド・

ミエー

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル弁理公使 セニー

ル

仏蘭西共和国大統領

前内閣議長前外務大臣衆議院議員 レオン・ブルジョ

ア

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ジョ

ールジュ・ピウール

特命全權公使衆議院議員男爵 デツールネル・ド・コン

スタン

四、千八百六十四年八月二十二日「ジュネヴァ」
條約ノ原則ヲ海戰ニ応用スル條約

白耳義国皇帝陛下、丁抹国皇帝陛下、西班牙国皇帝陛下竝ニ
同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇后陛下、墨西哥合衆国大
統領、仏蘭西共和国大統領、希臘国皇帝陛下、モンテネグ
ロ国公殿下、和蘭国皇帝陛下、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国
及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞国皇帝陛下、全露西
亜国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典諸威国皇帝陛下及勃
爾牙利国公殿下ハ共ニ其ノ力ノ及フ限り戰闘ニ避クヘカラ
サル慘害ヲ輕減セムコトヲ冀望シ此ノ目的ヲ以テ千八百六
十四年八月二十二日「ジュネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ応
用セムト欲シ之カ為メ條約ヲ締結スルコトニ決定シ各各左
ノ全權委員ヲ任命セリ

白耳義国皇帝陛下

國務大臣衆議院議長 オーギュスト・ベルネルト

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使伯爵

ド・グレル・ロジエー

元老院議員 シュヴァリエー・デカン

丁抹国皇帝陛下

希臘国皇帝陛下

仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公使前内閣

議長前外務大臣 ニー・デリアンニ

モンテネグロ国公殿下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル露国特命全權大

使 「コンセイエー・ブリヴェー・アクチュエル」ド・ス

タール

和蘭国皇帝陛下

前外務大臣下院議員 ヨンク・ヘール・アー・ペー・チェ

ー・ファン・カルネベーク

前陸軍大臣参事院議官將官 ヨット・チェー・チェー・デ

ン・ペール・ポール・テュゲール

参事院議官 テー・エム・チェー・アッセル

上院議員 エー・エヌ・ラヒュセン

波斯国皇帝陛下

全露西亞国皇帝陛下及瑞典諸威国皇帝陛下ノ闕下ニ駐

劄スル特命全權公使侍從武官將官 ミルザ・リザ・カン

(アルファ・ウツドウレー)

葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下

西班牙国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使前海

軍及殖民大臣 「ペール・デュ・ロワイヨーム」伯爵
デ・マセージ

全露西亜国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使
「ペール・デュ・ロワイヨーム」ドルネーラス・デ・
ヴァスコンセーロス

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使伯爵
デ・セリール

羅馬尼亞国皇帝陛下

独逸国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 アレ
キサンデル・ベルデマン

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ジャ
ン・エヌ・パピニウ

全露西亜国皇帝陛下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權大使

「コンセイエー・ブリヴェー・アクチュエル」ド・ス
タール

「コンセイエー・ブリヴェー」ド・マルテンス

皇帝陛下ノ侍從「コンセイエー・デター・アクチュエ
ル」ド・バシリ

暹羅国皇帝陛下

前項ノ船舶ハ中立港内ニ碇泊スルトキモ亦軍艦ト同一視
セラルコトナシ

第二條 一個人若ハ公認セラレタル救恤協會ノ費用ヲ以テ
全部若ハ一部分ヲ機装シタル病院船ニシテ其ノ所屬交戦
国ヨリ之ニ公ノ任務ヲ命シ且戰闘開始ノ際又ハ交戦中之
ヲ使用スルニ先チ其ノ船名ヲ敵国ニ通告セラレタルモノ
ハ亦均シク捕獲ヲ免ルルノミナラス尊重セラルヘキモノ
トス

前項ノ船舶ハ其ノ機装中及出発ノ際當該官庁ニ於テ監督
シタルコトヲ證明スル文書ヲ携帯スヘシ

第三條 中立国ノ一個人若ハ公認セラレタル協會ノ費用ヲ
以テ全部若ハ一部分ヲ機装シタル病院船ニシテ若シ其ノ
所屬中立国ヨリ之ニ公ノ任務ヲ命シ且戰闘開始ノ際又ハ
交戦中之ヲ使用スルニ先チ其ノ船名ヲ交戦国ニ通告セラ
レタルモノハ捕獲ヲ免ルルノミナラス尊重セラルヘキモ
ノトス

第四條 第一條第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ何レノ国
民タルヲ問ハス交戦国ノ負傷者病者及難船者ヲ救護扶助
スヘシ

仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公使 ビ
ア・スリヤ・ヌヴァトル

和蘭国皇帝陛下及大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス
ル特命全權公使 ビア・ヴィスッダ

瑞典諸威国皇帝陛下

伊太利国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使男爵
ド・ビルト

勃爾牙利国公殿下

全露西亜国政府ノ下ニ在勤スル外交事務官博士 デミ
トリ・イ・スタンシヨフ

在塞爾比亞国公使館附武官勃爾牙利国參謀官陸軍少佐
クリスト・ヘッサブチエフ

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥当ナル
ヲ認メ以テ左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 軍用病院船即負傷者病者及難船者ヲ救護スル唯一
ノ目的ヲ以テ政府ニ於テ製造シ若ハ設備スル船舶ニシテ
戰闘開始ノ際若ハ交戦中其ノ之ヲ使用スルニ先チ船名ヲ
交戦国ニ通知セラレタルモノハ交戦中之ヲ捕獲スルヲ得
サルノミナラス之ヲ尊重スヘキモノトス

各国政府ハ右船舶ヲ何等軍事上ノ目的ニ使用セサルコト
ヲ約定ス

右船舶ハ決シテ戰闘者ノ進退ヲ妨碍スヘカラス
右船舶ハ戰闘中ト戰闘後トヲ問ハス自ラ其ノ危險ノ責ニ
任シテ行動スヘシ

交戦国ハ右船舶ニ對シ監督及臨檢ヲ為スノ權利ヲ有シ其
ノ助力ヲ受クルコトヲ拒絶シ其ノ離隔ヲ命令シ其ノ航行
スヘキ方向ヲ敵命シ且其ノ船中ニ監督員ヲ搭乗セシメ若
シ重大ナル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ抑留スル
コトヲ得ヘシ

交戦国ハ病院船ニ下シタル命令ヲ成ルヘク該船ノ日誌中
ニ記入スヘシ

第五條 軍用病院船ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗り幅約一「メー
トル」半ノ綠色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ

第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗り
幅約一「メートル」半ノ赤色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識ス
ヘシ

第二項ノ船舶ニ附屬スル短艇及救助用ニ供セラルヘキ小
船類ハ總テ前同様ノ塗色ヲ以テ之ヲ標識スヘシ
病院船ハ總テ其ノ国旗ト共ニ「ジュネヴァ」條約ニ定メ

タル白地ニ赤十字ノ旗ヲ掲ケテ之ヲ標識スヘシ

第六條 中立国ノ商船遊船若ハ短艇ニシテ交戦国ノ負傷者病者又ハ難船者ヲ搭載シ又ハ收容スルモノハ此ノ輸送ノ事實ノ為ニ捕獲セラルルコトナシ然レトモ中立違反ノ所為アルトキハ捕獲ヲ免カレサルモノトス

第七條 総テ捕獲セラレタル船舶内ニ在リテ教法医療及看護ニ従事スル人員ハ侵スヘカラサルモノニシテ俘虜トナスコトヲ得ス此等ノ人員其ノ船舶ヲ退去スルトキハ各自ノ私有ニ屬スル物品及外科用具ヲ携帯スルコトヲ得此等ノ人員ハ必要アル限りハ從來ノ職務ニ従事スヘク司令官ニ於テ妨ナシト認ムル時ニ至リ退去スルコトヲ得交戦国ハ其ノ権内ニ陥リタル此等ノ人員ニ其ノ給料ノ全額ヲ得セシムヘキコトヲ保證スヘシ

第八條 負傷シ若ハ病ニ罹リタル陸海軍人ノ搭乗者アルトキハ其ノ何レノ国籍ニ屬スルニ論ナク捕獲者ハ之ヲ保護介抱スヘシ

第九條 甲交戦国ノ難船者負傷者若ハ病者ニシテ乙交戦国ノ権内ニ陥リタル者ハ俘虜タルヘク其ノ事情ノ如何ニ依リ或ハ之ヲ抑留シ或ハ之ヲ自国ノ一港又ハ中立国ノ一港ニ送致シ或ハ之ヲ其ノ敵国ノ一港ニ送還スルトモ一ニ乙

右非締盟国カ其ノ加盟ヲ各締盟国ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ更ニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通知スヘシ

第十四條 若シ締盟國中ノ一国ニ於テ本條約ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ直チニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通知シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ右廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル国ノミニ止ルモノトス右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

白 耳 義 国 ア・ベルネルト印

伯爵ド・グレル・ロジエー印

シュヴァリエー・デカン印

丁 抹 国 エフ・ビル印

西 班 牙 国 公爵デ・テッアン印

ドブルヴェ・エル・デ・ヴィーリヤ・ウ

ルーチャ印

交戦国ノ決スル所ニ從フ右最終ノ場合ニ依リ其ノ本国ニ送還セラレタル俘虜ハ交戦中再ヒ服役スルコトヲ得ス

第十條 中立国地方官庁ノ承諾ヲ得テ其ノ一港ニ上陸シタル難船者負傷者又ハ病者ハ中立国ト交戦国トノ間ニ反対ノ取極ナキ限りハ再ヒ戰闘ニ従事スルコト能ハサラシムル為メ中立国ニ於テ之ヲ抑留スヘシ

医療及留置ノ費用ハ其ノ難船者負傷者又ハ病者ノ所屬国ニ於テ之ヲ負担スヘシ

第十一條 締盟國中ノ二国又ハ數国ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限り各締盟国ハ前記各條ニ掲ケタル規定ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

右規定ヲ遵守スルノ義務ハ締盟国間ノ戰闘ニ於テ一ノ非締盟国カ交戦国ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス

第十二條 本條約ハ成ルヘク速カニ批准スヘシ批准書ハ海牙ニ保管ス

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟国ニ交付スヘシ

第十三條 千八百六十四年八月二十二日「ジェネヴァ」條約ヲ承認シタル非締盟国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得ヘシ

アルツーロ・デ・バゲール印

ド・ミエー印

墨西哥合衆国

セニール印

仏蘭西共和国

レオン・ブールジョア印

ジェー・ビウール印

希臘 国

デツールネル・ド・コンスタン印

希 臘 国

ニー・デアアンニ印

モンテネグロ国

スタール印

和 蘭 国

ファン・カルネベーク印

デン・ペール・ポールチュゲール印

テー・エム・チエー・アッセル印

エー・エヌ・ラヒュセン印

波 斯 国

ミルザ・リザ・カン(アルファ・ウッドウレー)印

葡 萄 牙 国

伯爵デ・マセーヅ印

ドルネーラス・デ・ヴァスコンセーロ

ス印

伯爵デ・セリール印

羅馬尼亞国

アー・ベルデマン印

ジャン・エヌ・パビニウ印

露西亜国 スタール印

暹羅国 ピア・シリヤ・ヌヴァートル印

グイスッダ印

瑞典諸威国 ビルト印

勃爾牙利国 博士デ・スタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘッサブチエッフ印

五、宣言書(一)

下ニ記名スル海牙萬国平和會議ニ賛同シタル諸国ノ全権委員ハ之カ為メ各本国政府ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年十一月二十九日ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル趣旨ヲ体シテ左ノ宣言ヲナセリ

各締盟国ハ輕氣球上ヨリ又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ投射物及爆裂物ヲ投下スルコトヲ五箇年間禁止スルコトヲ約ス

締盟國中ノ二国又ハ數国ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限り各締盟国ハ本宣言ヲ遵守スルノ義務アルモノトス
前項ノ義務ハ各締盟国間ノ戰闘ニ於テ一ノ非締盟国カ交戦國ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス

丁 抹 国 エフ・ビル印

西班牙国 公爵デ・テッサン印

ドブルヴェ・エル・デ・ヴィーリヤ・ウ

ルーチャ印

アルツロー・デ・バゲール印

アンドリユー・デー・ホワイット印

セッス・ロウ印

スタンフォード・ニウエル印

エー・チー・マハン印

ウキリアム・クロジエー印

ド・ミエー印

セニール印

仏蘭西共和国 レオン・ブールジョア印

ジェー・ビウール印

デツールネル・ドコンスタン印

ニー・デリアンニ印

スタール印

和 蘭 国 ファン・カルネベーク印

デン・ベール・ポールテュゲール印

テー・エム・チエー・アッセル印

本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ
批准書ハ海牙ニ保管スヘシ

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ各締盟国ニ交付スヘシ

非締盟国ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘシ其ノ加盟ヲ各締盟国ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ更ニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通知スヘシ

若シ締盟國中ノ一国ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ直チニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ右廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ

右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル国ノミニ止ルモノトス
右證拠トシテ各全権委員ハ本宣言ニ記名調印スルモノナリ

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ保管シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手続ニ依リ各締盟国ニ交付スルモノナリ

白 耳 義 国 ア・ベルネルト印

伯爵ド・グレル・ロジエー印

シュヴァリエー・デカン印

エー・エヌ・ラヒュセン印

ミルザ・リザ・カン(アルファ・ウッ

ドウレー)印

葡萄牙国 伯爵デ・マセーッ印

ドルネーラス・デ・ヴァスコンセーロ

ス印

伯爵デ・デセリール印

アー・ベルデマン印

ジャン・エヌ・パピニウ印

露西亜国 スタール印

ア・バシリール印

暹羅国 ピア・シリヤ・ヌヴァートル印

グイスッダ印

瑞典諸威国 ビルト印

チュルカン印

土耳其国 ヌーリール印

アブヅラー印

メヘメッド印

勃爾牙利国 博士デ・スタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘッサブチエッフ印